

議題 3 禁止地域における案内誘導広告物の許可基準の見直しについて（報告）

（1）経緯

本市では、禁止地域及び市長が指定する区域において、自家用以外の広告物（非自家用広告物）は、原則掲出を禁止しているが、公衆の利便に資する目的をもって表示し、又は設置する広告物（案内誘導広告物）で規則で定める基準に適合するものは、禁止地域等の適用除外としている。

しかしながら、実態は、規則で定める面積や誘導距離等の数値基準を形式的に満たしただけで公衆の利便とは無関係な宣伝目的の内容のものが出されたり、壁面や垣・塀利用の場合は面積制限がないなど、問題点が多数見受けられる。

そこで、これらの状況を改善するために、このたび許可基準の見直しに取り組むこととした。

（2）現状と問題点

① 現状

現行の禁止地域における案内誘導広告物の基準は、屋外広告物条例施行規則別表第 1 1 において規定されており、その内容は<資料 1>の表、中欄のようにになっている。

また、現在、市内の禁止地域において許可されている案内誘導広告物のうち、壁面・建植・垣塀利用広告物（突出広告物は事例なし）の状況について調査したところ、<資料 2>の 1. のような結果であった。

件数は 28 件で、種類別では、建植が 15 件（53.6%）のほか、壁面 10 件、垣・塀 3 件であった。

広告物の設置場所から目的地までの距離は、1 km 以下が 20 件（71.4%）で、大多数を占めた。一方、5 km を超えるものが 2 件あり、最長は 7 km の 1 件で、いずれも市外の施設への案内であった。

表示面積では、壁面広告物において比較的大きなものが設置されており、ほとんどが建植広告物の基準（2 m²）を超えている。一番大きいもので 7.83 m²であった。

② 問題点

調査結果も踏まえ、現行基準の問題点として、次のようなことが挙げられる。

- ・ 自己敷地外の建植広告物では、案内誘導にかかる内容を表示面全体の 1/4 以上 設けることと規定されているが、その数値さえ満たせば他の部分は宣伝目的の内容が表示できると誤解されているケースが多い。
- ・ 案内誘導に関する表示面積や色彩等の具体的な規準が設けられているのは、建植広

告物だけである。そのため、壁面広告物などでは、建植広告物の基準を超える面積や内容のもの設置が可能となる。

- ・ 目的地までの誘導可能距離が 10 km と長いこと、市外の施設への案内誘導の内容になることもあり、あえて禁止地域に設置する必要があるのか疑わしい。
- ・ 案内誘導のために必要な最小限度の事項について、具体的な基準が明確でないため判断に迷うことが多く、十分な指導ができないことがある。

(3) 見直しの方向性

以上のことから、屋外広告物条例施行規則に規定する、禁止地域における案内誘導広告物の許可基準について、次のような内容で見直すこととしたい。(＜資料 1＞右欄参照)

- ① 現行基準では、自己敷地外の建植広告物にしか規定されていない案内誘導にかかる内容を、他の広告物にも適用させるよう、次の事項を共通基準として規定する。
 - ・ 案内誘導に必要な最小限度の事項を表示するものであること
(なお、表示できる最小限度の事項については、内規として取り扱い基準を設けることとする。基準案は＜資料 2＞の 2. のとおり)
 - ・ 目的地までの誘導距離は 1 km 以下とする
 - ・ 禁止地域における色彩規制（高彩度色は 2 色以下、地色に高彩度色を使用する場合は表示面の 1/2 以下）
 - ・ ネオンサイン等・光源の点滅の禁止
- ② 壁面・突出・垣塀利用広告物における表示面積の限度を、建植広告物の基準に合わせて、表示面積 2 m² 以下（突出は 1 方向につき）とする。
- ③ 自己敷地外の建植広告物における「案内誘導にかかる表示部分が 1/4 以上あること」という規定については、それさえ守れば他の部分はどんな内容でも認められると誤解されかねないため、削除する。また、集合看板についても、これまで事例がほとんどないため、集合看板に関する規定を削除する。
- ④ 置看板は、禁止地域では自家用広告物であっても設置できないため、案内誘導広告物の許可対象から外す。

(4) その他

平成 29 年度の早期に規則改正を行い、内規も含めて周知期間を設けたのち、施行することとする。新基準に不適合となる既存物件については、一定の経過措置期間を設定し、是正を促すこととする。

禁止地域における案内誘導広告物の基準の改正案
(屋外広告物条例施行規則別表第 1 1 関係)

	現 行	改正案
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 種禁止地域においては、施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること ・ 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものであること ・ 広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること ・ ネオンサイン等を使用する場合は美観の維持対策を講じ、周辺の景観に配慮すること — — — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ <u>ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅のないものであること</u> ・ <u>目的地まで誘導する距離は 1 km 以下</u> ・ <u>名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限度の事項を表示するものであること</u> ・ <u>禁止地域における色彩規制に適合すること</u>
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 壁面の表示面積の 1/5 以下 ・ 意匠が同一のものは 1 壁面 1 枚限り ・ 壁面の外郭線から突出しないこと ・ 窓・開口部をふさがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>表示面積は 2 m²以下かつ 1 壁面の表示面積の 1/5 以下</u> <p style="text-align: center;">} 同左</p>
突出広告物	<p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出幅は、建築物の壁面から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下 ・ 地上から下端までの高さは歩道上 2.5 m 以上、車道上 4.5 m 以上 ・ 壁面の上端を超えて突出しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 方向の表示面積は 2 m²以下</u> <p style="text-align: center;">} 同左</p>

<p>建植広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1方向の表示面積は2㎡以下（広告塔は、それぞれ接する2方向の合計。<u>集合看板は、8㎡以下かつ1施設1㎡以下</u>） ・ 横幅は2m以下、地上から上端までの高さは3m以下（<u>集合看板は5m以下</u>） ・ 目的地まで誘導する距離は<u>10km以下</u> ・ 相互間距離は5m以上、信号機・踏切からは5m以上離れていること ・ 禁止地域における色彩規制に適合すること ・ 名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限度の事項を表示するものであること ・ 表示面積のうち、方向、距離等の<u>案内誘導にかかる表示部分が1/4以上</u>あること ・ ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1方向の表示面積は2㎡以下（広告塔は、それぞれ接する2方向の合計） ・ 横幅は2m以下、地上から上端までの高さは3m以下 ・ <u>→1km以下に改正し共通事項へ</u> ・ 同左 ・ <u>→共通事項へ</u> ・ <u>→共通事項へ</u> ・ <u>(削除)</u> ・ <u>→共通事項へ</u>
<p>垣・塀利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置面の面積の1/4以下 ・ 掲出数2個以下 ・ 垣・塀の外郭線より突出不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>表示面積は2㎡以下かつ設置面の面積の1/4以下</u> } 同左
<p>その他の表示方法</p>	<p>電柱利用（巻付・突出）、バス停標識、消火栓標識、<u>置看板（道路上は禁止）</u></p>	<p>電柱利用（巻付・突出）、バス停標識、消火栓標識</p>

案内誘導広告物 見直し関連資料

1. 禁止地域における案内誘導広告物の許可状況調査結果

(平成 29 年 2 月末現在)

(1) 件数

種 類	件 数	割 合
建 植	15	53.6%
壁 面	10	35.7%
垣 塀	3	10.7%
計	28	100.0%

(2) 誘導距離

誘導距離	件 数	割 合	備 考
1 km 以下	20	71.4%	
1 km～ 3km 以下	4	14.3%	
3 km～ 5km 以下	1	3.6%	
5 km～ 10km 以下	2	7.1%	距離は 5.2km、7.0km
広告募集中	1	3.6%	

(3) 表示面積

面 積	件 数		備 考
	壁 面	垣 塀	
2 m ² 以下	1	1	最大面積は 7.83 m ²
2 m ² ～5 m ² 以下	6	2	
5 m ² ～10 m ² 以下	3	0	

2. 禁止地域における案内誘導広告物に表示できる内容 (案)

禁止地域内における案内誘導広告物に表示できる内容は、以下のとおりとする。

(1) 案内誘導する施設名 (ロゴマーク含む)、住所、電話番号

(2) 案内誘導に必要な事項、表現

- ・当該広告物の設置場所からの案内誘導の内容となっていること。

*表示できる例 : 方向(見取図)、矢印、この先〇〇〇m、△△交差点左折 等

*表示が認められない例 : 〇〇駅下車徒歩3分、その他広告物の設置場所からの案内誘導の内容となっていないもの

(3) 最小限度の事業内容

- ・施設名だけでは案内誘導に支障があると認められる場合のみ、表示可とする。

*表示できる例 : 業種・業態の表示

*表示が認められない例 : キャッチコピー、商品名・価格の表示、写真・イラスト、その他表示しなくても案内誘導に支障のない内容 等